

令和7年度産地発展促進事業

みやぎ園芸特産振興戦略プラン（令和3年3月策定）で定める県戦略品目（園芸品目に限る）等の産地発展に寄与する取組に必要な装置、機械、施設等の整備、産地発展の体制整備、販売促進に向けた取組及び種苗の導入に要する経費の一部を補助します。

補助内容（下線部は前年度からの変更点）

（1）整備事業（ハード）

補助率：1／2以内

補助上限：1,488千円（※12月11日現在の残額）

補助対象：事業計画の達成に必要と認めた装置、機械、施設等の導入及びその経費。

（2）推進事業（ソフト）※（1）と併せて実施するものに限る。

補助率：定額

補助上限：500千円

補助対象：事業計画の達成に必要と認めた体制整備及び販売促進に向けた取組等の経費。

（3）種苗費支援事業

補助率：1／3以内

補助上限：1生産者・1品目当たり500千円

補助対象：園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗の導入経費

※面積が減少する園芸品目がある場合、減少面積を差し引いた面積を補助対象面積とする。

※令和7年4月1日から令和8年3月15日までの間に納品・支払いできるものが対象。

※園芸品目以外にも園芸産地の発展に資すると認められる品目（畑わさび等）は対象とする。

※いちごの場合、多収性品種「にこにこベリー」への品種転換に必要な親株苗の導入も対象。

※農業協同組合等が事業実施主体となり生産者の園芸品目等の面積拡大等に必要な種苗費を助成する取組も対象。

事業対象者

宮城県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、集落営農組織、その他の営農集団、農業法人

※農業法人は、事業内容が種苗費支援事業の場合に限る

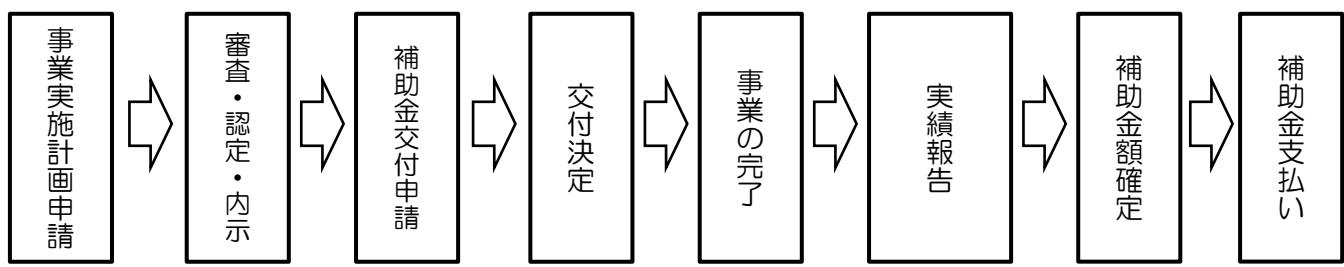
申請期間等

令和7年12月11日（木）から令和8年1月20日（火）まで

提出先：各地域の地方振興事務所（地域事務所）農業振興部へ事業実施計画を提出してください。

※詳細については募集案内を御覧ください。

補助金交付までの主な流れとスケジュール（整備事業の場合）



3/15まで 完了後1ヶ月まで
又は4月15日の早い期日

事業内容等詳細については、「産地発展促進事業実施要領」及び「産地発展促進事業費補助金交付要綱」を参照ください。また、申請に当たって必要となる様式等は下記ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先

各地方振興事務所（地域事務所）農業振興部 農業振興班（地域調整班）

又は宮城県農政部園芸推進課園芸振興班（TEL：022-211-2843）

ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/sanchihatten.html>